

議案第71号

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和52年守町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月28日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
71号	1

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和52年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「限る。」の次に「次項及び次条において同じ。」を加える。

第12条の2中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案	頁数
71号	2

提案理由（議案第71号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市民サービスの向上を目的としたマイナンバーカードの新たな活用方法として、スマホ用電子証明書を用いて印鑑登録証明書のコンビニ交付が可能となるよう条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
71号	3

をいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

をいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

71号	議案
5	页数